



2024年6月25日

各位

会社名 株式会社 J P ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 坂井 徹  
(コード番号: 2749 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 都志 謙治  
(TEL 052-933-5419)

譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式報酬としての  
自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日(2024年6月25日)開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 40,810株
(3) 処分価額	① 譲渡制限付株式報酬 1株につき533円 ② 業績連動型譲渡制限付株式報酬 1株につき523円
(4) 処分総額	21,406,660円
(5) 処分予定先	① 譲渡制限付株式報酬 当社の取締役(※1) 2名 6,303株 ② 業績連動型譲渡制限付株式報酬 当社の取締役(退任者を除く)(※1、※2) 1名 21,028株 当社の取締役(退任者) 1名 13,479株 ※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。 ※2 業績連動型譲渡制限付株式報酬に関しては、当社第32回定時株主総会終結時をもって当社の取締役を退任した者(以下、本お知らせにおいて「退任者」という。)を含む。
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年6月28日開催の当社第30回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が、株価上

昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償所得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）並びに各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）を交付する株式報酬制度（以下、総称して「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、譲渡制限付株式については年額 5,500,000 円以内（譲渡制限付株式の総数は各事業年度につき 26,100 株以内）、業績連動型譲渡制限付株式については年額 30,500,000 円以内（業績連動型譲渡制限付株式の総数は各対象期間につき 144,550 株以内）として設定すること、譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の譲渡制限期間をそれぞれの交付日から当社の取締役を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、対象取締役に対し、当社第 32 回当社定時株主総会から 2025 年 6 月開催予定の当社第 33 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として金銭報酬債権合計 3,359,499 円を支給するとともに、当社第 32 期事業年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）に係る業績連動型譲渡制限付株式報酬として金銭報酬債権合計 18,047,161 円を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、当社普通株式 34,507 株を割り当てることを決議いたしました。なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬については、当社第 32 期事業年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）の対象取締役に対して、同事業年度の業績目標等の達成度合いに応じて支給するため、同報酬の割当対象者には、現時点で取締役の地位から退任している者が含まれています。各対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社における各対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役（退任者を除く。）が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。なお、退任者以外の対象取締役に対して割り当てられる当社普通株式は、特定譲渡制限付株式に該当いたします。

### 3. 割当契約の概要

#### 【譲渡制限付株式】

##### (1) 譲渡制限期間

###### i. 譲渡制限付株式報酬に係る割当契約

2024 年 7 月 24 日から対象取締役が当社の取締役を退任する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」という。）において、対象取締役は、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

###### ii. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る割当契約

2024 年 7 月 24 日から対象取締役が当社の取締役を退任する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「譲渡制限期間Ⅱ」という。）において、対象取締役は、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

i. 譲渡制限付株式報酬に係る割当契約

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式 I を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式 I のうち、本譲渡制限期間 I が満了した時点（以下、「期間満了時点 I」という。）において下記 (3) の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点 I の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ii. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る割当契約

当社は、対象取締役が、当社の取締役を退任した場合には、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式 II を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式 II のうち、譲渡制限期間 II が満了した時点（以下、「期間満了時点 II」という。）において下記 (3) の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点 II の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

(3) 譲渡制限の解除

i. 譲渡制限付株式報酬に係る割当契約

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点 I をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式 I の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、2024 年 7 月から対象取締役が当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式 I の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式 I につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

ii. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る割当契約

当社は、本割当株式 II の全部につき、期間満了時点 II をもって譲渡制限を解除いたします。

(4) 株式の管理に関する定め

対象取締役は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式 I 及び本割当株式 II について記載又は記録する口座の開設を完了し、これらに係る譲渡制限がそれぞれ解除されるまでの間、本割当株式 I 又は本割当株式 II を当該口座に保管・維持するものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

i. 譲渡制限付株式報酬に係る割当契約

当社は、本譲渡制限期間 I 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主

総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。）には、当社取締役会決議により、2024年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

ii. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る割当契約

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。）には、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅱの全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、譲渡制限付株式については、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年6月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である533円とし、業績連動型譲渡制限付株式については、当社取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間（2024年5月24日から2024年6月24日）の東京証券取引市場における当社の普通株式の終値の単純平均値である523円（円未満切捨て）としております。

これら処分価額は、市場株価として合理的で、かつ対象取締役に特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上